

公布された条例のあらまし

○佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

1 佐賀県税条例の一部改正関係

(1) 個人の県民税

① 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴い、調整控除について、所要の改正を行うこととした。（第三四条関係）

② 給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出するものとすることとした。（第三五条の五及び第三五条の六関係）

(2) 法人の事業税

清算所得に対する所得割の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。（第四七条の二、第四九条、附則第一四条の二及び附則第一四条の三関係）

(3) 不動産取得税

① 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二四年三月三十一日まで延長することとした。（附則第一七条の三関係）

② 新築住宅特例の適用を受ける住宅用の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二四年三月三十一日まで延長することとした。（附則第一七条の三関係）

(4) 県たばこ税

① 県たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき四三〇円引き上げることとした。（第七二条の二関係）

② 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、千本につき二〇五円引き上げることとした。（附則第一八条関係）

③ 平成二二年一〇月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。（改正附則第五条関係）

(5) 自動車取得税

① 平成三〇年三月三十一日まで自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を一〇〇分の五とする措置について、当分の間の措置として継続することとした。（附則第一八条の二関係）

② 環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成二二年四月一日から平成二四年三月三十一日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした。（附則第一八条の二関係）

③ 軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を拡充した上で、その適用期限を延長することとした。（附則第一八条の二関係）

④ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、軽減対象を拡充した上で、その適用期限を平成二四年三月三十一日まで延長することとし

た。(附則第一八条の二の三関係)

(6) 軽油引取税

① 平成三〇年三月三十一日まで税率を一キロリットルにつき三二、一〇〇円とする措置について、当分の間の措置として継続することとした。

(附則第一八条の五関係)

② 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合において、軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を行うこととした。

(附則第一八条の六関係)

(7) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で、その適用期限を平成二三年度まで延長することとした。(附則一九条関係)

(8) その他所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県森林環境税条例の一部改正関係

地方税法の引用条項を改めることとした。(第三条関係)

3 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。